

亀山市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 3 6 号

亀山市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和 2 年亀山市規則第 3 号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）
及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分
を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加
える。

改正後	改正前
（条件付採用の期間の延長） 第 2 条 職員が条件付採用の<u>期間開始</u> <u>後 6 月間</u>において実際に勤務した日 数が 9 0 日に満たない場合において は、その日数が 9 0 日に達するまで その条件付採用の期間を延長するも のとする。 <u>2 前項に定めるもののほか、条件付</u>	（条件付採用の期間の延長） 第 2 条 職員が条件付採用の<u>期間の 6</u> <u>月間</u>において実際に勤務した日数が 9 0 日に満たない場合においては、 その日数が 9 0 日に達するまでその 条件付採用の期間を延長するものと する。<u>ただし、条件付採用の期間の</u> <u>開始後 1 年を超えることとなる場合</u> <u>においては、この限りでない。</u> [項を加える。]

<u>採用の期間中の職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（この条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）について正式採用となるための勤務成績その他の能力の実証が十分でない認められる場合は、その条件付採用の期間を延長するものとする。</u> <u>3 前2項の場合において、条件付採用の期間は、1年を超えることができない。</u> <u>4 会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、前項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</u>	[項を加える。] <u>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。